

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	収納データ等作成業務などにおける LGWAN データ伝送方式の導入に係る外部結合等について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部高齢者支援課、子ども家庭部保育課、教育委員会事務局学校運営課）

事業の概要

事業名	収納データ等作成業務などにおける LGWAN データ伝送方式の導入に係る外部結合等											
担当課	高齢者支援課、保育課、学校運営課											
目的	収納データ等作成業務などにおいて、みずほ銀行の基幹システムの更改に伴い開始される LGWAN データ伝送に対応し、安全性の向上などを図る。											
対象者	1 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所者のうち、老人福祉施設費の本人又は扶養義務者負担分徴収金の納付義務者 2 新宿区保育園保育料又は新宿区子ども園保育料の納付義務者 3 新宿区立幼稚園入園料、保育料又は預かり保育料の納付義務者											
事業内容	<p>1 事業の概要</p> <p>現在、上記対象者に係る収納データ等作成業務などにおける新宿区とみずほ銀行間のデータ授受については、『媒体 (MO 又は DVD) 方式』で行っている。</p> <p>この度、みずほ銀行の基幹システムの更改に伴い、平成 29 年 4 月から、収納データ等作成業務などにおいて『LGWAN データ伝送方式』でのデータ授受も可能となった。『LGWAN データ伝送方式』では、専用回線である LGWAN 回線 (参考 18-1) を用いた公金収納ネットワークサービス (※1) を利用し、収納データ等の電子ファイルをダウンロード及びアップロードすることができる (資料 18-1、18-2)。</p> <p>収納データ等作成業務などにおいて『LGWAN データ伝送方式』に変更した場合、下記 (1) 及び (2) のとおり、安全性の向上等が見込まれるため、データ授受の方式を『媒体 (MO 又は DVD) 方式』から『LGWAN データ伝送方式』に変更する。</p> <p>なお、新宿区特別区民税・都民税及び軽自動車税 (税務課)、新宿区介護保険料 (介護保険課)、新宿区国民健康保険料 (医療保険年金課)、新宿区後期高齢者医療保険料 (高齢者医療担当課) については、先行して平成 29 年 10 月から上記変更を行っている (平成 29 年度第 1 回本審議会承認・了承事項)。</p> <p>※1…みずほ情報総研が提供する地方公共団体・みずほ銀行間のデータ伝送サービスであり、LGWAN-ASP サービス (参考 18-1) に登録されているものである。</p> <p>(1) <u>安全性の向上</u></p> <p>現在の『媒体 (MO 又は DVD) 方式』は、みずほ銀行がトラック等で媒体 (MO 又は DVD) の運搬を行っているが、変更後は、高度なセキュリティを維持した専用回線である LGWAN 回線を用いて伝送する。そのため、記録媒体を区庁舎外に持ち出すことがなくなり、媒体の紛失・盗難・強盗等の事故による情報漏えいのリスクがなくなるため、現状より高いレベルの安全性を確保することができる。</p> <p>(2) <u>委託料の軽減</u></p> <p>『媒体 (MO 又は DVD) 方式』から『LGWAN データ伝送方式』することにより、現在の委託料より値下がりする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">データの種類</th> <th>【現行】</th> <th>【変更後】</th> </tr> <tr> <th>媒体 (MO 又は DVD) 方式 (※1)</th> <th>データ伝送方式 (※2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OCR (※3)</td> <td style="text-align: center;">33.0 円</td> <td style="text-align: center;">20.0 円</td> </tr> <tr> <td>手書き</td> <td style="text-align: center;">51.0 円</td> <td style="text-align: center;">38.0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2…上記金額は、それぞれ 1 件当たりのものである。</p> <p>※3…印字された文字列を専用の読取機でデータ化することができる技術をいう。</p>	データの種類	【現行】	【変更後】	媒体 (MO 又は DVD) 方式 (※1)	データ伝送方式 (※2)	OCR (※3)	33.0 円	20.0 円	手書き	51.0 円	38.0 円
データの種類	【現行】		【変更後】									
	媒体 (MO 又は DVD) 方式 (※1)	データ伝送方式 (※2)										
OCR (※3)	33.0 円	20.0 円										
手書き	51.0 円	38.0 円										

2 対象業務

(1) 収納データ等作成業務（資料 18-3）

- ①新宿区保育園保育料（保育課）
- ②新宿区子ども園保育料（保育課）
- ③新宿区立幼稚園入園料・保育料・預かり保育料（学校運営課）

(2) 口座振替処理業務（資料 18-3）（※4）

- ①老人福祉施設費の本人又は扶養義務者負担分徴収金（高齢者支援課）
- ②新宿区保育園保育料（保育課）
- ③新宿区子ども園保育料（保育課）
- ④新宿区立幼稚園入園料・保育料・預かり保育料（学校運営課）

※4・①については、納付義務者の利便性向上のため、口座振替払いを新たに導入する。

②から④までについては、口座振替払いは既に導入済である。

3 対象件数（平成 30 年度実績）

	OCR 収納（件）	手書き収納（件）	口座振替（件）
老人福祉施設費の本人又は扶養義務者負担分徴収金	0	2,399	0
新宿区保育園保育料	5,628	0	44,608
新宿区子ども園保育料	2,553	0	14,667
新宿区立幼稚園入園料・保育料・預かり保育料	789	0	7,338

件名 収納データ等作成業務などにおける LGWAN データ伝送方式の導入に係る外部結合について

保有課(担当課)	高齢者支援課、保育課、学校運営課
登録業務の名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者支援課 <ol style="list-style-type: none"> ① 老人福祉施設費の本人又は扶養義務者負担分徴収金の口座振替処理業務 2 保育課 <ol style="list-style-type: none"> ① 新宿区保育園保育料の収納データ等作成業務 ② 新宿区子ども園保育料の収納データ等作成業務 ③ 新宿区保育園保育料の口座振替処理業務 ④ 新宿区子ども園保育料の口座振替処理業務 3 学校運営課 <ol style="list-style-type: none"> ① 新宿区幼稚園入園料・保育料・預かり保育料の収納データ等作成業務 ② 新宿区幼稚園入園料・保育料・預かり保育料の口座振替処理業務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	資料18-4のとおり
結合の相手方	みずほ情報総研株式会社
結合する理由	<p>収納データ等作成業務などにおけるデータ授受を『媒体(MO又はDVD)方式』から『LGWAN データ伝送方式』に変更することにより、安全性の向上等が見込まれる。LGWAN-ASP(参考18-1)に登録されたサービスは、地方公共団体情報システム機構による審査及び登録を受けており、非常に高いセキュリティレベルと品質が確保されている。その上、新規の機器導入及び管理の必要がなく、区が独自にシステム構築を行うよりも運用面、構築期間において優れている。</p> <p>よって、このサービスを提供できる事業者のうち、新宿区の指定金融機関であるみずほ銀行が指定した上記業者を相手方として、結合するものである。</p>
結合の形態	LGWAN 回線を利用して、区のイントラネットパソコンとみずほ情報総研が運用する公金収納ネットワークを接続する。
結合の開始時期と期間	令和元年10月1日から(以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部結合にあたっては、区及びみずほ情報総研は、「新宿区個人情報保護条例」を遵守する。 2 みずほ情報総研は、地方公共団体システム機構が定める「総合行政ネットワーク ASP ガイドライン」及び「総合行政ネットワーク ASP 基本要綱」を遵守する。 3 公金収納ネットワークサービスで使用する富士通エフ・アイ・ピー横浜データセンターを所有している富士通エフ・アイ・ピー株式会社は、LGWAN-ASP の認定を受けた事業者(「総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続資格審査要領」でのファシリティサービス及びホスティングサービスの要件を満たした者)として、「総合行政ネットワーク ASP ガイドライン」及び「総合行政ネットワーク ASP 基本要綱」を遵守する。 4 みずほ情報総研は、みずほ情報総研の責任において、別紙「特記事項」を富士通エフ・アイ・ピー株式会社に遵守させる。 5 区は、富士通エフ・アイ・ピー横浜データセンターに問題が生じた場合には、みずほ情報総研に帯同して立入調査を行うとともに、『総合行政ネットワーク ASP 基本要綱』に基づき地方公共団体システム機構に立入調査を要請する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収納データ等の電子ファイルのダウンロード及びアップデートは、LGWAN 回線を使用し、ファイアウォールによる通信制御を行う。 2 通信により授受するデータは、暗号化を実施する。 3 不正アクセス対策、コンピューターウイルス対策、アクセスログの管理監視によるセキュリティ管理を実施する。 4 イントラネットパソコン及び公金収納ネットワークサービスへのログイン時には、ユーザ ID 及びパスワードによるアクセス権限の確認を行う。

件名 収納データ等作成業務などに係る委託について

保有課(担当課)	高齢者支援課、保育課、学校運営課
登録業務の名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者支援課 <ol style="list-style-type: none"> ① 老人福祉施設費の本人又は扶養義務者負担分徴収金の口座振替処理業務 2 保育課 <ol style="list-style-type: none"> ① 新宿区保育園保育料の収納データ等作成業務 ② 新宿区子ども園保育料の収納データ等作成業務 ③ 新宿区保育園保育料の口座振替処理業務 ④ 新宿区子ども園保育料の口座振替処理業務 3 学校運営課 <ol style="list-style-type: none"> ① 新宿区幼稚園入園料・保育料・預かり保育料の収納データ等作成業務 ② 新宿区幼稚園入園料・保育料・預かり保育料の口座振替処理業務
委託先	<ol style="list-style-type: none"> 1 株式会社みずほ銀行 (プライバシーマーク取得) 2 みずほ情報総研株式会社 (プライバシーマーク取得、ISO9001・ISO/IEC27001・ISO/IEC20000 認証取得) <p>※ 区及び上記2委託先との間で『三者契約』を締結する。(資料18-5)</p>
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	資料18-4のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(区のイントラネットパソコン及びみずほ情報総研が運用する公金収納ネットワーク)
委託理由	<p>収納データ等作成業務などにおけるデータ授受を『媒体(MO又はDVD)方式』から『LGWANデータ伝送方式』に変更することにより、安全性の向上等が見込まれる。LGWAN-ASP(参考18-1)に登録されたサービスは、地方公共団体情報システム機構による審査及び登録を受けており、非常に高いセキュリティレベルと品質が確保されている。その上、新規の機器導入及び管理の必要がなく、区が独自にシステム構築を行うよりも運用面、構築期間において優れている。</p> <p>このため、各種データ等作成業務及び口座振替処理業務については、新宿区の指定金融機関であるみずほ銀行に委託し、各種データ授受業務については、みずほ銀行が指定したみずほ情報総研に委託するものである。</p> <p>なお、契約の形態は、みずほ銀行と委託契約を締結し、各種データ授受業務をみずほ情報総研に再委託するのではなく、区、みずほ銀行、みずほ情報総研との間で『三者契約』を締結する。理由は、みずほ情報総研が提供する公金収納ネットワークサービスを区が直接利用するため、みずほ情報総研を委託契約の相手方とし、直接、安全管理義務を課す必要があるからである。</p>
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 みずほ銀行が取り扱う業務 <ol style="list-style-type: none"> ① 収納データ等作成業務 収納データ、納付済通知書イメージの作成 ② 口座振替処理業務 新宿区からの依頼に基づく、各金融機関への口座振替処理 2 みずほ情報総研が取り扱う業務 <ol style="list-style-type: none"> ① 各種データ授受業務 収納データ、口座振替依頼データ等のデータ授受(新宿区・株式会社みずほ銀行間)のための公金収納ネットワークサービスの提供
委託の開始時期及び期限	令和元年10月1日から(以降も、同様の業務委託を行う。)

<p>委託にあたり区が行う情報保護対策</p>	<p>1 区が行う情報保護対策 【システム上の対策】 ① 収納データ等をダウンロードする際は、ウイルスチェックを行う。 ② イン트라ネットパソコン及び公金収納ネットワークサービスへのログイン時には、ユーザ ID 及びパスワードによるアクセス権限の確認を行い、パスワードは定期的に変更する。</p> <p>2 区がみずほ銀行及びみずほ情報総研に対して行う情報保護対策 【運用上の対策】 ① 区と委託先との契約書に、別紙「特記事項」を付し、個人情報の保護及び情報セキュリティに関して必要な措置を講じさせる。 ② 区と委託先との契約書に、新宿区個人情報保護条例の順守を明記する。 ③ 区と委託先との契約書に、契約終了後は区から提供した資料等を区に返還し、複製物は消去することを明記する。 ④ 区と委託先との契約書に、区のデータ等を委託業務以外に使用しないことを明記する。 ⑤ 必要に応じ、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理、保管状況の確認を行う。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>1 株式会社みずほ銀行及びみずほ情報総研株式会社への情報保護対策 【運用上の対策】 ① 個人情報を取り扱う場合は、施錠できる保管庫への保管、契約終了後の資料等の返還及び適切な消去、取扱責任者及び取扱者の指定、従事者に対する教育等を徹底させる。 ② 地方公共団体情報システム機構が定める「総合行政ネットワーク ASP ガイドライン」及び「総合行政ネットワーク ASP 基本要綱」を遵守させる。</p> <p>2 みずほ情報総研株式会社への情報保護対策 【システム上の対策】 ① 収納データ等の電子ファイルのダウンロード及びアップデートは、LGWAN 回線による専用回線を使用し、ファイアウォールによる通信制御を行い、授受するデータは、暗号化を実施させる。 ② 不正アクセス対策、コンピューターウイルス対策、アクセスログの管理監視によるセキュリティ管理を実施させる。 ③ システム操作設定により、サーバ環境の変更設定情報の閲覧・変更を制御させる。 ④ 有人による常時監視に加え、不正利用等システム動作記録の解析を行わせる。</p>

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。